

令和7年度 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会議事録

日 時	令和7年5月16日（金）17時00分～17時20分
場 所	本庁舎14階 1403会議室 〈対面及びWEB会議のハイブリット形式にて開催〉
出席者 （委員）	峯尾会長 村井委員 小林委員 赤塚委員 大村委員 隆島委員
出席者 （行政）	（施設所管課・関係課） 施設課 木村係長 地域包括ケア推進室 田原係長、高野職員 高齢者事業推進課 竹田課長補佐 高齢者在宅サービス課 芦川課長 障害計画課 横山課長 戸兵職員 障害者施設指導課 山口課長 障害者社会参加・就労支援課 池田課長 保健医療政策部保健医療政策課 山村係長 （事務局） 企画課 鈴木担当課長、大澤課長補佐、久野木課長補佐、宇内
議 題	1 本委員会の運営について（公開） 2 指定管理施設について（報告）（公開） （1）指定管理者制度導入施設の状況について （2）指定管理施設の期間更新について （3）指定管理施設の民設化等について 3 施設整備に伴う民間事業者の選定について（公開） 4 その他
傍聴者	0名

発言者	議事内容
事務局 鈴木課長	<開会挨拶>
事務局 大澤課長補佐	<資料の確認及び委員委嘱> 本委員会は委員定数１０人以内で組織することとされており、現在の任期は、令和６年５月３１日から令和８年５月３０日の２年間となり、今回は任期２年目となる。
	<委員会の位置付けについて> ○資料１により説明 本委員会は、川崎市附属機関設置条例第２条を根拠とする附属機関であること、所掌事務の説明
	<会長選出> 峯尾委員が引き続き会長を継続
峯尾会長	<会長あいさつ> <委員会成立の報告> 川崎市附属機関設置条例第７条第２項の規定による委員会成立 （６名中６名出席）
	<傍聴人の確認> 傍聴人はいないことを確認
	<会議録の確認> 会議録は「要約方式」とし、発言者がわかるよう委員名は記載する。文書開示請求等があった場合には、委員名は原則として開示される。
	<委員了承>

事務局 大澤課長補佐	＜議 事＞ 議題 1 「本委員会の運営について」 ○資料 2 により説明 <u>川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会の所掌事務について</u> 本委員会は、健康福祉局が所管する事務において、民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否や事業者の選定等に関し調査審議をいただく。 健康福祉局が所管する施設については、高齢者施設、障害者施設、葬祭場等と施設種別が多いこと、またそれぞれ個別施設ごと特殊性のある施設が多く存在しているため、各施設の運営状況や財務状況等の年度評価、総括評価、及び指定管理者の選定に関しては、施設所管課ごとに部会を設けて、ご審議いただきたいと考えている。 このため、施設の年度評価、総括評価、及び指定管理者の選定に関することについては、各部会の所掌事務として位置付けたい。 また、指定管理を除いた福祉施設の設置に伴う民間事業者の選定についても部会の所掌事務とし、高齢者施設、障害者施設にそれぞれ部会を分けてご審議をいただきたいと考えている。 指定管理者制度を含めた民間活力を活用した手法の導入の適否など、制度の根幹に関する事項や、部会の設置、部会委員の指名などの条例事項に関しては本委員会の機能としたい。 委員会、部会ごとの所掌事務及び事業所管課については資料に記載のとおり、部会としては、養護老人ホーム、総合福祉センター等を対象とした指定管理高齢者施設部会（１）、老人福祉センター、老人いこいの家を対象とした指定管理高齢者施設部会（２）、障害者入所・通所施設等を対象とした指定管理障害者施設部会、南北斎苑を対象とした指定管理斎苑部会、その他に、民設高齢者施設を対象とした高齢者施設整備選定部会、民設障害者施設を対象とした障害者施設整備選定部会、６つの部会による構成となる。 ○資料 3 により説明 <u>部会委員について</u> 部会委員の指名については、本委員会の機能であり、会長が本委員会に諮って指名することとされている。今年度の各部会については、資料 3 の名簿の委員構成により行っていきたい。なお、令和 7 年度については、柿生学園の指定管理者選定の関係上、本会を開催する前に、指定管理障害者施設部会を開催する必要がある、部会委員について事前に指名を諮らせた。その際に
-----------------------	---

峯尾会長	はご了承いただきありがとうございました。 また、部会での審議内容による臨時委員の追加や、欠席者が多く会議開催要件を満たさないといった場合、臨時委員の変更等の対応が必要となる場合も想定されるが、部会委員選任に関する議案のみで本委員会を開催することは、委員の皆様への負担等にもつながることから、そのような場合は、メール等により委員の確認をもって承認をいただくといった運営手法をとりたいと考えている。また、内容にもよるが、その他組織や運営に関する必要な事項などについても、同様の取り扱いとさせていただきたいと考えている。 議題 1 に対する決議 ＜委員 6 名了承＞
事務局 大澤課長補佐	議題 2 「指定管理施設について」(報告) ○資料 4 により説明 <u>(1) 指定管理者制度導入施設の状況について</u> 健康福祉局においては、本年 4 月 1 日現在、高齢者関連施設、障害者関連施設、葬祭場、合わせて 8 4 施設について、指定管理者制度の活用による管理・運営を行っている。 各施設の年度評価及び指定期間が満了を迎える施設の総括評価については、今後、各部会を開催し、ご審議いただく予定である。 <u>(2) 指定管理施設の期間更新について</u> 令和 7 年度末に指定期間が満了する施設は黄色、令和 7 年度末に満了する施設のうち、更新手続きを前倒しすることにより、すでに次期指定管理者が指定されている施設は水色で示している。 昨年度に、指定管理者の更新手続きを前倒しする施設の考え方について、改めて整理を行い、引継ぎに特に時間を要する「入所施設」及び「地域療育センター」については、引継ぎ期間を 1 年間確保する必要があるとしている。これを踏まえ、更新手続きを前倒ししたことから、水色の 2 施設については、すでに更新手続きを終えている。No. 67「柿生学園」についても、令和 7 年度末に更新を迎える入所施設となるが、こちらについては 6 月議会での指定に向け、手続きを進めている。 また、黄色で示した施設のうち、「障害者通所施設」や「総合研修センター」等についても、引継ぎ期間を 6 か月確保する必要があることから、9 月議会で

	の指定に向け、更新作業を進めている。 なお、No. 78「三田福祉ホーム」については、今年度で廃止予定の施設となるが、現指定期間の総括評価を行う必要があるため、関係する委員はご承知おきいただきたい。 <u>(3) 指定管理施設の民設化等について</u> 資料 1 1 ページの「民設化移行・廃止施設（再編整備計画関係）」は昨年度と同様 1 9 施設となる。来年度は今年度廃止される「三田福祉ホーム」が追加される予定である。
峯尾会長	議題 2 に対する質疑の有無について確認 ＜質問・意見等なし＞
事務局 大澤課長補佐	議題 3 「施設整備に伴う民間事業者の選定について」 ○資料 5 により説明 高齢者・障害者施設の整備に伴う民間事業者の選定を行うものである。 今年度は資料に記載のとおり、既存病床からの転換による「介護医療院（令和 8 年度開設）」設置運営法人の選定について、7 月頃に部会を開催し、事業者の選定を行っていく予定である。
峯尾会長	議題 3 に対する質疑の有無について確認 ＜質問・意見等なし＞
事務局 大澤課長補佐	議題 4 「その他」 本市の「附属機関等の設置等に関する要綱」では、「委員の在任期間は、委員就任時において通算して 1 0 年を超えないものとする。」と規定されている。そのため、通算就任期間が 1 0 年を超える委員については、審議の継続性を確保しながら、順次入れ替えを進めていくことを予定している。現在の任期は、令和 8 年 5 月 3 0 日までとなっているので、それ以降の入れ替えに向け、対象となる委員については、個別にご相談させていただきたいと考えている。ご承知おきいただくよう、願います。
峯尾会長	議題 4 に対する質疑の有無について確認 ＜質問・意見等なし＞

事務局 鈴木課長	< 閉会挨拶 >
---------------------	-----------------------